

平成28年8月30日
千葉県報第13152号 別冊

千葉県職員措置請求の監査結果の公表

千葉県監査委員

別 記

第 1 結論

- 1 本件措置請求のうち、学校法人暁星国際学園に対する平成 27 年の在外教育施設派遣教員委託費補助金の支出に関する措置を求める部分、平成 26 年度、平成 28 年 12 月及び平成 29 年 3 月の千葉県私立学校経常費補助金の支出に関する措置を求める部分を却下する。
- 2 本件措置請求のその余の部分棄却する。

第 2 請求の内容

- 1 措置請求人（以下「請求人」という。）
省 略

2 受付日

平成 28 年 6 月 15 日

3 請求の要旨

提出された千葉県職員措置請求書及び添付の事実証明書（以下「請求書」という。）、請求人の陳述等を総合し、本件措置請求の要旨を次のように解した。

- (1) 千葉県知事（以下「知事」という。）が、学校法人暁星国際学園（以下「学園」という。）の中学校及び高等学校に対し、平成 27 年 6 月、12 月、平成 28 年 3 月、6 月の千葉県私立学校経常費補助金（以下「経常費補助金」という。）を全額支出したこと、同年 12 月、平成 29 年 3 月の経常費補助金を支給する予定であること、平成 26 年度の実績に基づき、平成 26 年度経常費補助金の返還を請求しないことの違法性・不当性についての判断を求める。
- (2) 平成 27 年、平成 28 年に在外教育施設派遣教員委託費補助金（以下「委託費補助金」という。）が学園に対し支払われていることの適法性と不当性についての判断を求める。
対象者と考えられる者は、学園の中学校又は高等学校に籍を置いていない。

第 3 陳述の聴取及び監査の実施

って正当化されるものではないこと、役員の前任の可能性もあることが認定されており、県が、損失の補填がなく、適正な経営が確保されることなしに平成26年6月以降の補助金を全額支給したことは財務会計行為の違法であり、平成27年6月、12月の補助金を全額支給したこと、平成28年3月、6月の補助金を全額支出したこと、同年12月及び平成29年3月の補助金を支給する予定であること、平成27年度の実績に基づき、補助金の返還を請求しないことは違法・不当である。

また、民事事件判決で認定されていないものの既に原告から交付された民事訴訟の統合準備書面等から明らかである事実に照らせば、平成27年6月以降の補助金の全額支給は、財務会計行為の違法である。

- (2) 民事事件判決において、学園の■■■■である■■■■氏が、保護者から受け取った付け届けを寄付金として処理せず、自分のものとし、■■■■氏に渡していたと認定されている。

■■■■の業務についてアストラコースのために集められた寄付金を使っていたものといえ、不正があったという評価も可能であると認定されている。

学園の理事である■■■■氏が■■■■氏に対して大きな影響力を持っていると■■■■氏が考えたことには無理からぬところがあると認定されている。

■■■■との業務委託契約が、経営判断原則によって正当化されるものではないこと、役員の前任の可能性も認定されている。

■■■■との契約について、契約の締結時期や契約額について必要な事実認定がされていないこと、平成27年4月1日の契約改定について、以下の費用負担が抜本的に改められたことは重要であるが認定されていない。

■■■■との契約について、学園の経費負担の範囲（■■■■のスタッフが学園のクラブハウスや寄宿舎に居住する費用、指導者のレベルを上げるための費用、■■■■のバス送迎の費用、■■■■の事務所費用等）について認定されるべき事実が認定されていない。

■■■■の主催の合宿の費用について、学園がいつから支払を受けていたか誤った事実認定がされており、また費用負担の算定根拠について重要な事実認定が欠落している。

女子サッカーコースは平成27年度以降も1名を除いて全員が特待生であるという重要な事実が欠落している。

■■■■氏に対する寄付金の金額について誤った認定がされている。

県が財務状況悪化の兆候とみなす基準の設定・運用自体が硬直的すぎて不適正である。

- (3) 学園の財務状況は累積債務が7千万円ずつ増えている。県の認定は、立入検査の目安として3年連続赤字は財務状況の悪化の兆候とみなすと

いうだけだが、この基準自体硬直的にすぎる。

- (4) 業務の適正が図られるためには、単に[]との契約を解消するだけでは到底足りない。責任のある[]氏、[]氏に最低でも損失を補填させなければ責任をとったことにはならない。単に報酬の10パーセント削減では、理事らの焼け太りの結果を招くだけである。したがって、経営改善計画により業務の適正が確保されたと判断し、補助金を支出していることが財務会計行為の違法がある。
- (5) 委託費補助金について、補助対象の教員は学園に籍を置いておらず、不存在である。
- (6) 行政裁量は、適正な調査を行ったことが前提であるが、知事が適正な調査を行っていないことを主張しているのであり、行政裁量に依拠する前提を欠いている。
- (7) 補助金の交付は、年額でまず枠が決まるはずであり、平成28年度枠は、民事判決を受け、知事は、要綱第3条第1号、第5号及び第6号違反について再調査を行い、再検証した後に、補助金の枠を決定すべきであり、補助金の枠に関する決定前に係る調査・検証なく、前年をベースにした補助金の交付決定が行われていること自体が、財務会計行為の違法である。

5 知事の陳述の聴取

平成28年7月25日、知事の陳述を聴取した。

知事は、意見書のとおり陳述した。

6 平成28年7月25日に実施した監査の概要

平成28年7月25日、監査対象機関である学事課に対して監査を行った。その概要は以下のとおりである。

(1) 経営改善計画について

ア 経営改善計画を策定した経緯

平成25年11月27日及び12月4日に実施した特別検査の結果、学園の帰属収支差額が3期連続マイナスになっており、更にマイナス幅が拡大している原因が、授業料を徴収していない生徒の比率が高いこと、生徒数が定員を満たしていないことなどにあると考え、計画的に財務体質の強化を図る必要があると判断し、平成25年12月25日付けの学園に対する検査結果通知の中で経営改善計画の策定を指導した。

それを受けて学園は、経営改善計画を策定し、平成26年5月30日に千葉県（以下「県」という。）に提出した。

その後、学園が平成28年4月に新たな小学校を開校する計画が具体化したことから、県は当該小学校新設の計画を含めて経営改善計画

の見直しを行うよう指導し、平成27年7月に経営改善計画が再提出されている。

イ 経営改善計画の趣旨、具体的内容について

学園の経営改善計画は、5年後に帰属収支をプラスにする計画であり、平成26年度から平成30年度までの計画期間で、特に支出超過になっていた中学校及び高等学校の経営改善に重点を置いた内容となっていた。

具体的な内容としては、財務悪化の原因分析として、中学校及び高等学校の定員充足率の低さが恒常化しており学納金収入が少ないこと、コースが多様化して教員一人当たりの生徒数が少なくなっていること、特待生の比率が高いことなどが挙げられており、これらへの対策として、小学校から中学校への内部進学率の引き上げ、コースごと学校ごとに行っていた生徒募集活動の一元化、奨学金規程の適用の厳格化、アストラインターナショナルコース（以下「アストラコース」という。）の特待生比率の見直しなどが盛り込まれている。

そのほかにも経費削減のため、教職員の再雇用制度の活用、アストラコースを含む委託業務の見直しと金額の妥当性の検証、学園に属する学校から給与を受けている役員の給与の削減などが計画に盛り込まれている。

また、以上のことに基づいた生徒募集の目標値と収支計画が添付されている。

ウ 経営改善計画の進捗状況について

生徒確保のため、小学校と、中学校及び高等学校が連携して行う行事を増やしたり、教員間の連絡会議を設置するなどして内部進学率の引き上げに取り組んだ。また、生徒募集における役割の明確化、広報活動、進路指導の強化によって学園に属する学校以外から入学してくる生徒の増加にも取り組んだ。生徒数の推移は、意見書記載のとおりである。

また、特待生の比率や特待の内容の引き下げも新入生から順次行い、特待生の比率の推移は意見書記載のとおりであり、減免の金額も下がってきている。

教職員の人件費については、再雇用制度の活用によって平成26年度は約2千万円の節減効果があったほか、上記イの役員の給与も削減されている。

アストラコースの委託業務に関する見直しは、意見書記載のとおりである。

これらの取組によって、特に収入の面で計画を上回る改善があり、平成27年度決算において当初の計画よりも早く帰属収支がプラスになった。

しかし、平成27年7月に再提出させた収支計画では、新たな小学校設置のために借入れをした影響で平成28年度からまた収支がマイナスになり、平成31年度に向けて再度プラスに向かっていく計画となっている。

このため、引き続き計画の進捗状況を注意深く見守っていく必要があると考えている。

(2) [] 株式会社（以下「[]」という。）との業務委託契約について

ア アストラコースの設置の目的及び教育内容について

アストラコースは、平成22年度から高等学校、平成23年度から中学校に設置されたコースで、サッカーを通じて語学力の向上や人材形成を行うことを目的としている。カリキュラムに英語やフランス語の語学教育の授業を多く取り入れているほか、サッカー部の活動に力を入れているコースである。

なお、学園のサッカー部は、平成28年度の千葉県高等学校総合体育大会で県内ベスト4の成績を残している。

イ [] の業務について

[] は、東京都港区に所在し、サッカースクールやサッカーに関するイベントの企画運営、指導者の派遣、サッカーチームや選手のマネジメントなどを業務とする会社であると理解している。

ウ [] との業務委託契約の見直し内容について

平成26年度の契約の時点で、契約期間が単年度に改善され、委託金額も明記され、実績報告書の提出を義務付ける条項も新設された。

平成27年度の契約の時点で契約内容を大きく見直し、スタッフ4名を直接雇用としたことや、委託業務の内容を圧縮して金額も減額したということを確認している。

(3) 学園への検査指導について

ア 特別検査の目的について

特別検査は、学校法人の経営悪化の兆候を早期に発見して改善することを目的としている。法人から毎年提出される財務計算書類を分析し、総負債比率が30パーセントを超過していること、流動比率が100パーセント未満であること、帰属収支差額が2期連続マイナスであることなどの指標を目安に、経営悪化の兆候が見られる法人に対して不定期に検査を実施している。

イ 平成26年度に行った特別検査での指摘事項と措置状況について

平成26年度に県が学園に対して指摘した内容と、学園の措置状況は以下のとおりである。

(ア) 財務状況について、帰属収支差額が4期連続マイナスとなっており、今後とも財務体質の強化を図る必要があることから、経費の節

減など経営改善計画の一層の実効性が確保されるよう努めること、また、改善されるまでの期間、定期的に進捗状況を県に報告することを求めた指摘に対しては、経営改善計画の進捗状況を、平成27年7月に県に報告した。

(イ) 中学校のアストラコースの総合的な学習の時間、理科、国語について、教育課程表と実態が一部相違しているので、整合性を図ることを求めた指摘に対しては、実態に合わせて教育課程表を変更し、学則変更届けを県に提出済みである。

ウ 平成27年度に行った特別検査での指摘事項と措置状況について
財務状況について、帰属収支差額が5期連続マイナスとなっていることから、徹底した経費節減に取り組むなど、経営改善計画の実効性が確保されるよう努めることを求めた指摘に対しては、今後、経営改善計画の進捗状況の報告を受ける予定である。

エ 学園の運営の状況について

学園は県の指導に沿って改善への取組を行っており、理事会も定期的に開かれ、中学校及び高等学校においても授業等の通常の学校運営が適切になされていることを確認している。

(4) 委託費補助金の補助対象の確認について

委託費補助金の交付に当たって、学園から対象となる教員の雇用契約書の写し、毎月の給与支給明細書の写しを提出させて確認している。

また、補助事業が国の事業であるため、補助対象である教員の海外派遣先での業務報告が文部科学省から県に送られてきており、活動状況も把握している。

(5) 学園に交付した経常費補助金を減額しないと判断した理由について

意見書の1ページから2ページに記載のとおり、県では、経常費補助金を交付しないことができる場合について、千葉県私立学校経常費補助金交付要綱（平成7年千葉県告示第677号。以下「要綱」という。）第3条各号に定めている。

平成25年度に、業務委託契約に不適切な点があったことなどを理由に経常費補助金を5パーセント減額して以来、平成25年度の減額事由については改善されてきていることが確認されていること、平成26年度及び平成27年度の特別検査において新たな減額事由が確認されていないことから、減額する理由は見当たらないと判断したものである。

また、請求人が主張するところの民事事件判決で認定されているいくつかの事実についても、意見書に記載したとおり、減額事由に該当するものはないと判断している。

第4 認定した事実

知事の陳述、学事課に対する監査等を総合し、以下の事実を認定した。

1 学園について

学園は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項の規定により、昭和59年8月1日に知事から認可を受けた学校法人であり、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園を運営している。高等学校及び中学校においてはレギュラーコース、インターナショナルコース、アストラコース及びヨハネ研究の森コースの4つのコースが設置されている。

2 経常費補助金について

(1) 関係規定について

地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされており、私立学校法第59条において「国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる」とされている。

さらに、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「私学助成法」という。）では、第1条において「この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする」とされており、また、私学助成法第9条において「都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる」とされている。

県は、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）及び要綱に基づき、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校及び各種学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と私立学校に在学する幼児、児童及び生徒に係る修学上の経済的負担の軽減に資するため、学校法人が教育を行うために要する経常的経費について、予算の範囲内において、当該学校法人に対し経常費補助金を交付している。

(2) 経常費補助金の対象について

経常費補助金の対象となる経常的経費は、要綱第2条第2項各号に掲げられている次の経費であり、これらを対象に学校ごとに補助するものである。

ア 人件費のうち教員人件費、職員人件費及び退職金（退職給与引当金を除く。）

イ 教育研究及び管理に要する経費（交際費、補助活動費及び減価償却費を除く。）

(3) 経常費補助金の算定について

経常費補助金の金額は、要綱においては定額と定められており、具体的な金額については毎年度知事が配分基準を定め、各学校に対する金額を算定する。配分基準に基づき、まず配分総額（予算額）を大項目である学校割、生徒割、教職員割、財務割に配分する。次にその配分された金額を各学校ごとに生徒等の人数、教職員数や取組内容に応じて計算し、その結果を合算して一般補助の金額とする。さらに、社会人講師の採用などの学校ごとの取組について定額で交付する特別補助の金額を加え、各学校の経常費補助金の年間の総額を算定する。

(4) 経常費補助金の交付手続について

知事は、上記（3）の年間の総額を、各年度において高等学校については6月、12月及び3月の3回、中学校については12月及び3月の2回に分けて交付している。

経常費補助金の交付手続として、高等学校については、例年5月に県からの内示額に基づいて学校法人から交付申請が行われ、6月に交付決定を行った後、同月に概算払を行う。その後、県からの変更内示を受けて、11月及び2月に学校法人からそれぞれ変更承認申請が行われ、当該申請に基づいて変更交付決定を行い、12月に2回目、3月に3回目の概算払を行い、4月から5月までに額の確定及び精算を行う。

中学校については、例年11月に県からの内示額に基づいて学校法人から交付申請が行われ、12月に交付決定を行った後、同月に概算払を行う。その後、県からの変更内示を受けて、2月に学校法人から変更承認申請が行われ、当該申請に基づいて変更交付決定を行い、3月に2回目の概算払を行い、4月から5月までに額の確定及び精算を行う。

なお、知事は、経常費補助金の交付に当たり、私立学校実態調査及び学校法人実態調査、私学助成法に基づき毎年度提出される財務計算に関する書類等を確認の上、交付額を算定している。

(5) 要綱における不交付等について

要綱第3条においては、知事は学校法人又は学校法人の設置する私立学校が、次の各号のいずれかに該当するときは、経常費補助金の全部又は一部を交付しないことができると定められている。

1 法令の規定、法令の規定による所轄庁の処分又は寄附行為に違反したとき。

2 役員間、教職員間又はこれらの者との間において、訴訟その他の紛争があり、学校法人又は学校法人の設置する私立学校の適正な運営

を期しがたいと認められるとき。

- 3 破産宣告を受け、負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財務状態が極度に窮迫していると認められるとき。
- 4 借入金の償還又は公租公課の支払いを相当期間怠っているとき。
- 5 経理その他の事務処理が著しく適正を欠いていると認められるとき。
- 6 その他管理運営又は補助事業の執行について、著しく適正を欠くと認められるとき。

3 学園の高等学校及び中学校に対する経常費補助金について

(1) 学園の高等学校に交付された経常費補助金について

平成27年度及び平成28年度に学園の高等学校に交付された経常費補助金は、次のとおりである。

ア 平成27年6月

	平成27年度
内示日	平成27年4月30日
交付申請日	平成27年5月21日
交付申請額	56,818千円
交付決定日	平成27年6月18日
交付決定額	56,818千円
交付日	平成27年6月30日
交付額	56,818千円

イ 平成27年12月

	平成27年度
内示日	平成27年11月4日
変更承認申請日	平成27年11月10日
変更承認申請額	127,980千円
変更交付決定日	平成27年12月1日
変更交付決定額	127,980千円
交付日	平成27年12月10日
交付額	71,162千円

ウ 平成28年3月分

	平成27年度
内示日	平成28年2月18日
変更承認申請日	平成28年2月29日
変更承認申請額	160,273千円
変更交付決定日	平成28年3月10日
変更交付決定額	160,273千円

交付日	平成28年3月25日
交付額	32,293千円

エ 平成28年6月

	平成28年度
内示日	平成28年4月25日
交付申請日	平成28年5月23日
交付申請額	63,989千円
交付決定日	平成28年6月20日
交付決定額	63,989千円
交付日	平成28年6月30日
交付額	63,989千円

(2) 学園の中学校に交付された経常費補助金について

平成27年度に学園の中学校に交付された経常費補助金は、次のとおりである。

ア 12月分

	平成27年度
内示日	平成27年11月4日
交付申請日	平成27年11月10日
交付申請額	39,099千円
交付決定日	平成27年12月1日
交付決定額	39,099千円
交付日	平成27年12月10日
交付額	39,099千円

イ 3月分

	平成27年度
内示日	平成28年2月18日
変更承認申請日	平成28年2月29日
変更承認申請額	78,812千円
変更交付決定日	平成28年3月10日
変更交付決定額	78,812千円
交付日	平成28年3月25日
交付額	39,713千円

(3) 経常費補助金の不交付等の事由の有無について

上記(1)及び(2)記載の平成27年度及び平成28年度経常費補助金について、知事は、特別検査や経営改善計画進捗報告等において、要綱第3条各号に該当する事由が学園及び学校にないことを確認した上で交付している。

4 学園に対する検査指導について

(1) 私学助成法に基づく検査指導

私学助成法第12条において、所轄庁は、同法の規定により助成を受ける学校法人に対し、検査、是正命令及び勧告をする権限を有しており、知事は、経常費補助金の交付を受ける学校法人に対し、経常費補助金の交付目的の達成を図るため、学校法人検査指導実施要綱及び学校法人検査指導実施要綱細則に基づき、各学校法人における法人運営、学校運営及び財務運営の状況について検査指導を行っている。

高等学校を設置する学校法人については概ね4年を周期として定例検査を実施しているが、財務状況悪化の兆候が認められた場合等にあつては、不定期に特別検査を実施することとしている。

(2) 学校法人に対する特別検査について

知事は、私学助成法に基づいて提出された財務計算に関する書類を基にした財務状況の分析を踏まえ、財務状況悪化の兆候が認められる学校法人に対しては早期に特別検査を実施し、財務状況が悪化していると判断した学校法人には経営改善計画の策定を求めることとしている。

具体的には、負債総額の総資産に対する割合である総負債比率が30パーセントを超えていること、流動負債に対する流動資産の割合である流動比率が100パーセント未満であること、帰属収入から消費支出を差し引いた差額である帰属収支差額が2期連続マイナスであることの3つの財務指標の調査を行い、このうちの2つ以上の指標に該当する学校法人について、優先的に特別検査を実施することとしている。

(3) 学園に対する特別検査について

知事は、学園の帰属収支差額が3期連続マイナスとなり、更にマイナス幅が毎年拡大するなど、財務状況悪化の兆候が認められたことから、学園の財務体質の強化を図るため、平成25年度から、特別検査を行うこととした。

平成25年度は、平成25年11月27日及び同年12月4日、平成26年度は、平成26年12月5日及び15日、平成27年度は、平成27年12月3日及び9日に実施した。

学園は、これらの検査に対する改善・是正の報告を知事に対して、それぞれ平成26年2月28日、平成27年4月10日、平成28年4月28日に行った。

(4) 経営改善計画について

平成25年度の特別検査において、知事は学園に対して、財務体質の強化を図る必要があることから、経営改善計画を策定し県に提出すること、改善されるまでの間定期的に進捗状況を県に報告することを指導し、平成26年5月30日に学園から経営改善計画が提出された。

同計画の主な内容は、生徒募集対策の強化や、特待生比率の引き下げ、

教職員の再雇用制度の有効活用、学園に属する学校から給与を受けている役員の給与の削減などであった。

学園は、新たな小学校の設置を計画（平成28年4月開校）したことから、平成27年7月に一部内容を改定して知事に再提出した。再提出された経営改善計画には、当該小学校の設置に伴う変更のほか、理事会による学校運営のガバナンス強化等について記載が加わった。

5 知事の指導等に基づく学園の取組について

(1) 平成26年度の[]との業務委託契約の見直しについて

学園は、[]との間で、平成24年9月1日から平成31年3月31日までを契約期間とする業務委託契約を締結していた。業務内容は、アストラコースに関するコンサルティング、マネジメント、生徒募集、広報等であり、委託料は、毎年度学園と[]との間で合意書を取り交わし定めることとなっていた。

知事は、平成25年度の検査指導において、上記の業務委託契約について、契約期間及び委託料の支払方法の妥当性について検討するとともに、委託料に見合った成果が十分に検証できるような契約内容に見直すことを指導し、学園は、平成26年5月30日付けで業務委託契約を改定した。改定後の契約では、契約期間が単年度とされ、業務遂行状況等に応じた契約の終了や契約内容の見直しが可能とされた。委託料については金額が明示された。そして、委託料決定における参考となる査定基準項目として、従前の契約において掲げられていた「アストラコースの在籍生徒数」及び「暁星国際中学・高校サッカー部の成績」に加え、「アストラコースの収支状況」が掲げられた。また、受託者に対し契約年度内に遂行した業務内容及びこれら査定基準項目を含んだ実績報告書の提出を義務付ける条項が新設された。

(2) 経営改善計画に基づく学園の取組について

学園は、上記の経営改善計画に基づいて改善に取り組んだ。

ア 生徒数の推移

中学校及び高等学校を合わせた生徒数は、平成25年度は442名であったが、平成26年度は511名（計画目標：510名）、平成27年度は578名（計画目標：543名）、平成28年度は597名（計画目標599名）と推移している。

イ 平成27年度の[]との業務委託契約の見直しについて

平成27年4月1日に学園は[]との委託業務内容を見直して、[]のスタッフ4名を直接雇用とし、委託業務の内容を圧縮して委託金額の削減に取り組んだ。これまではアストラコースとサッカー部に係る指導、マネジメント、生徒募集、寮の管理など多岐にわたる業務を委託する内容になっていたものが、サッカー部の指

導とアドバイスに限定され、金額も減額された。この見直しについて、学園は、これまでサッカーコースの運営のノウハウがなかったことから包括的に業務委託をしていたが、コース設置から5年が経過し、一定のノウハウが蓄積されてきたことから、今後はできることは学園が自ら行うこととし、委託業務内容を絞った。

ウ アストラコースの特待生比率について

アストラコースの特待生の割合は、平成25年度は中学校及び高等学校を合わせて82.6パーセントと高く、学園の財務状況悪化の一因と考えられたが、平成26年度は78.3パーセント、平成27年度は69.0パーセント、平成28年度は59.9パーセントと年々低下している。

エ 教職員の再雇用制度の活用について

定年を迎え、雇用継続を希望した教職員を再雇用することにより人件費の削減を行い、平成26年度は2千万円以上節減された。

オ 役員が受けている給与の削減について

学園に属する学校から給与を受けている役員（ 及び 1名）の給与を10パーセント削減することとした。

カ 帰属収支差額について

学園の帰属収支差額は、平成25年度は▲270,946千円であったところ、平成26年度は▲116,382千円（対前年度+154,564千円）、平成27年度は43,878千円（対前年度+160,260千円）とプラスに転じた。

(3) 法人及び学校運営について

知事は、学園の理事会が定期的開催され、中学校及び高等学校においても授業等の通常の学校運営が適切になされていることを確認している。

6 委託費補助金について

(1) 関係規定について

海外に在留する日本人の子どものために学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校における教育に準じた教育を実施することを主たる目的として海外に設置された在外教育施設における、教員の確保及び教育指導の充実を図ること等を目的として、国は在外教育施設派遣教員委託費交付要綱（平成15年4月1日文部科学大臣決定）を定め、公私立学校の教員が在外教育施設に派遣される場合に、都道府県に対しその経費を交付している。

私立学校分について、県は、同要綱に基づき、私立学校から派遣された教員に係る経費に対し、国から交付を受けた金額と同額を委託費補助金として学校法人に交付している。

(2) 学園に対する委託費補助金について

知事は、学園に対して、平成26年度、平成27年度の委託費補助金をそれぞれ、平成27年5月13日、平成28年5月16日に交付している。

県は委託費補助金の交付に当たって、補助対象となる教員が学園と雇用契約を結び、学園から給与が支給されていること、中学校の教員であることを対象となる教員の雇用契約書の写し、毎月の給与支給明細書の写し等で確認している。

補助額については、その教員に係る学園の負担額（給料、手当等）に対してその同額を補助したものである。

なお、平成27年度まで対象としていた教員は、任期満了のため帰国しており、学園に対する補助金の交付は平成27年度で終了している。

第5 判断

1 監査の対象について

(1) 住民監査請求については、違法又は不当な財務会計上の行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も対象となるものとされており、「相当の確実さをもって予測される場合」とは、当該財務会計上の行為にかかわる諸般の事情を総合的に考慮して、当該行為が違法になされる可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合をいうと解するのが相当である。」（福岡高裁平成11年（行コ）第32号平成12年6月29日判決）とされている。

請求人は、平成28年12月及び平成29年3月の学園に対する経常費補助金の支出は違法又は不当であると主張するものと解される。

しかしながら、請求人の主張は、請求書に添付された民事事件判決を根拠とするものであって、これらの支出が、その行われる将来の時点において違法又は不当に行われる可能性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている理由を摘示したものと認めることはできない。

したがって、本件措置請求のうち平成28年12月及び平成29年3月の学園に対する経常費補助金の支出に関する措置を求める部分については不適法な請求と言わざるを得ない。

(2) 地方自治法第242条第2項の規定により、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、請求をすることができないが、正当な理由があるときはこの限りではないとされている。この正当な理由の有無は、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて財務会計上の行為を知ることができたかどうかによって判断すべきもの（最高裁昭和62年（行ツ）第76号昭和63年4月22日第二小法廷判決参照）とされている。

上記第4 6(2)のとおり、平成27年の委託費補助金の支出とは、平成27年5月13日に行われた平成26年度の委託費補助金の支出であるが、本件措置請求の受付日の時点で1年を経過しており、また、そのことについて正当な理由があるものとは認められないから住民監査請求の対象とすることはできない。

したがって、本件措置請求のうち、平成27年に行われた委託費補助金の支出に係る措置を求める部分については不適法な請求と言わざるを得ない。

- (3) 地方自治法第242条第4項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、当該監査の結果に対して不服があるときは、同法第242条の2第1項の規定に基づき訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されておらず、監査請求に新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を提出しても別個の監査請求になるものではないとされる(昭和57年(行ツ)第164号最高裁昭和62年2月20日第二小法廷判決参照)。

請求人は、平成26年度の経常費補助金について年度末の実績報告後の検証の過程で返還を求めなかったことは財務会計行為を怠る事実があると主張している。

ところで、請求人は、平成26年度の経常費補助金について、過去に措置請求(平成27年4月24日監査結果通知)を行っており、実質的に同一の財務会計行為に対する措置請求であると解される。

したがって、本件措置請求のうち平成26年度の経常費補助金に係る怠る事実に関する措置を求める部分については不適法な請求と言わざるを得ない。

- (4) よって、以下その余の部分について判断することとした。

2 経常費補助金及び委託費補助金の支出について

請求人の主張及び知事の意見に沿って、以下に掲げる項目ごとに判断する。

- (1) 平成27年度及び平成28年6月の経常費補助金の支出について

請求人は、平成27年度及び平成28年6月の経常費補助金の交付について、要綱第3条第1号、第2号、第5号及び第6号に該当する経常費補助金の減額事由があるのに減額せずに交付したことは違法又は不当な財務会計行為であると主張しているものと解される。

しかしながら、上記第4 4(3)のとおり、知事は学園に対して平成25年度以降毎年度特別検査を実施し、学園は改善・是正の報告をしていることが認められる。

そして、同4(4)のとおり知事の指導に従い、学園は経営改善計画を策定し、同5(1)のとおり業務委託契約を見直し、同5(2)イのとおり委託金額の削減、同5(2)アのとおり生徒数の増加、同5(2)ウのとおりアストラコースの特待生比率の引き下げなどの経営改善に取り組み、その結果、同5(2)カのとおり帰属収支差額がプラスに転じたことなどが認められる。

また、同5(3)のとおり、知事は、学園の理事会が定期的開催されていること、中学校及び高等学校においても授業等の通常の学校運営が適切になされていることを確認していることが認められる。

これらの事実からは、私学助成法の目的に照らし、平成27年度及び平成28年6月の経常費補助金を支出することとした知事の判断に違法又は不当な点は認められない。

したがって、平成27年度及び平成28年6月の経常費補助金の支出については、違法又は不当な財務会計行為であるとの請求人の主張には理由がない。

(2) 平成28年の委託費補助金の交付について

請求人は、平成28年5月16日に交付された平成27年度の委託費補助金の支出について、対象者と考えられる者が学園の中学校又は高等学校に籍を置いていないにもかかわらず支出したことは違法又は不当な財務会計行為であると主張するものと解される。

しかしながら、上記第4 6(2)のとおり、知事は、当該対象教員が学園と雇用関係にあり、中学校の教員でもあることを確認した上で支出したことが認められる。

よって、平成27年度の委託費補助金の支出は適正に行われたものと認められる。

したがって、平成28年に交付された委託費補助金については、違法又は不当な財務会計行為であるとの請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり、本件措置請求のうち、平成27年の委託費補助金の支出に関する措置を求める部分、平成26年度、平成28年12月及び平成29年3月の経常費補助金の支出に関する措置を求める部分については地方自治法第242条第1項の要件を満たさない不適法な請求であるからこれを却下することとし、その余の部分については請求人の主張に理由がないからこれを棄却することとし、上記「第1 結論」のとおり決定する。

意見書

1 総論

(1) 請求に関連する法人の概要

学校法人暁星国際学園（以下「学園」という。）は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条の規定により、昭和59年8月1日に千葉県知事から認可を受けた学校法人であり、高等学校、中学校、小学校、幼稚園を運営している。

(2) 経常費補助金

地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされており、私立学校法第59条において「国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる」とされている。

さらに、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第9条において、「都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる」とされている。

県は、千葉県私立学校経常費補助金交付要綱（平成7年千葉県告示第677号。以下「要綱」という。）を定め、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校及び各種学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と私立学校に在学する児童、生徒及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減に資するため、学校法人が教育を行うために要する経常的経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び要綱に基づき、当該学校法人に対し経常費補助金を交付している。

要綱2条2項において、経常的経費として、人件費のうち教員人件費、職員人件費及び退職金並びに教育研究及び管理に要する経費が規定されている。

また、要綱3条において、学校法人又は学校法人の設置する私立学校が次のいずれかの号に該当するときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができると規定されている。

- 1号 法令の規定、法令の規定による所轄庁の処分又は寄附行為に違反したとき。
- 2号 役員間、教職員間又はこれらの者との間において、訴訟その他の紛争があり、学校法人又は学校法人の設置する私立学校の適正な運営を期し難いと認められるとき。
- 3号 破産宣告を受け、負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財務状況が極度に窮迫していると認められるとき。
- 4号 借入金の償還又は公租公課の支払いを相当期間怠っているとき。
- 5号 経理その他の事務処理が著しく適正を欠いていると認められるとき。
- 6号 その他管理運営又は補助事業の執行について、著しく適正を欠くと認められるとき。

なお、年度分の経常費補助金について、高等学校においては、6月・12月・3月の3回、中学校及び小学校においては、12月及び3月の2回に分けてそれぞれ交付している。

○高等学校

- ・ 6月：前年度実績の4割
- ・ 12月：本年度算定した総額の8割から6月交付分を差し引いた額
(約4割)
- ・ 3月：本年度算定した総額から6月と12月交付分を差し引いた額
(約2割)

○中学校及び小学校

- ・ 12月：本年度算定した総額の約5割
- ・ 3月：本年度算定した総額から12月交付分を差し引いた額 (約5割)

経常費補助金には一般補助と特別補助があり、一般補助については配分基準に基づき算定している。一般補助の配分総額については、生徒等の定員内実員数によって配分されるもの(生徒割)、教職員の数や給与水準によって配分されるもの(教職員割)、各学校の取組内容に応じて配分されるもの(学校割のうちの個別割)及び経常的収入に対する経常的支出の状況によって配分されるもの(財務割のうちの収支状況割)等に分けられる。

特別補助は、社会人講師の採用などの学校ごとの取組について定額で交付するものである。

(3) 在外教育施設派遣教員委託費補助金

海外に在留する日本人の子どものために学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校における教育に準じた教育を実施することを主たる目的として海外に設置された在外教育施設における、教員の確保及び教育指導の充実

を図ること等を目的として、国は在外教育施設派遣教員委託費交付要綱を定め、公私立学校の教員が在外教育施設に派遣される場合に、都道府県に対しその経費を交付している。

私立学校分について、県は、同要綱に基づき、私立学校から派遣された教員に係る経費に対し、国から交付を受けた金額と同額を在外教育施設派遣教員委託費補助金として学校に交付している。

(4) 学園に対する補助金

ア 経常費補助金

千葉県知事は、学園に対する平成26年度6月交付分から平成28年度6月交付分の経常費補助金について、以下の通り交付している。

平成26年度

交付日	高等学校	中学校
26年 6月30日	47,793,000 円	— 円
26年12月10日	65,170,000 円	40,341,000 円
27年 3月25日	29,383,000 円	40,806,000 円
計	142,346,000 円	81,147,000 円

平成27年度

交付日	高等学校	中学校
27年 6月30日	56,818,000 円	— 円
27年12月10日	71,162,000 円	39,099,000 円
28年 3月25日	32,293,000 円	39,713,000 円
計	160,273,000 円	78,812,000 円

平成28年度

交付日	高等学校	中学校
28年 6月30日	63,989,000 円	— 円

イ 在外教育施設派遣教員委託費補助金

千葉県知事は、学園に対して以下のとおり在外教育施設派遣教員委託費補助金を交付している。なお、平成28年度は同補助金を学園に交付する予定はない。

年度	交付日	交付額
平成26年度	27年5月13日	5,990,592 円
平成27年度	28年5月16日	6,007,805 円

(5) 私立学校振興助成法に基づく検査指導

私立学校振興助成法第12条において、所轄庁は、同法の規定により助成を受ける学校法人に対し、検査、是正及び勧告等をする権限を有しており、県は、補助金の交付を受ける学校法人に対し、補助金の交付目的の達成を図るため、「学校法人検査指導実施要綱」に基づき、各学校法人における業務運営及び会計処理の状況について検査指導を行っている。

高等学校設置法人については原則4年を周期として定例検査を実施しているが、財務状況悪化の兆候が確認された場合等にあっては、不定期に特別検査を実施することとしている。

(6) 学園に対する特別検査の実施

県は、学園が3期連続で帰属収支差額がマイナスとなり財務状況悪化の兆候が見られたこと、また■■■■氏からの内部告発があったことを受けて、平成25年11月27日及び12月4日に学園に対する特別検査を実施した。

また、経営改善状況等を確認しながら引き続き指導していくため、平成26年度は12月5日及び12月15日に、平成27年度は12月3日及び12月9日に特別検査を実施している。

(7) 民事事件

請求人■■■■氏が、学園を相手に雇用契約上の地位確認等を求めて争っていた事件。平成28年4月25日の木更津地方裁判所の判決では、■■■■氏に対する懲戒解雇は無効とする一方、■■■■らの各行為が■■■■氏に対する不法行為を構成するものということとはできないと認定されている。

2 請求人の主張及びこれに対する知事の意見

(1) 事実証明書

<請求人の主張>

民事事件判決において、**■**氏の内部告発が公益通報に該当すること、**■****■**との業務委託契約が経営判断原則によって正当化されるものではないこと、役員の後任の可能性もあることが認定されており、県が、損失の補填がなく、適正な経営が確保されることなしに平成26年6月以降の補助金を全額支給したことは財務会計行為の違法であり、平成27年6月、12月の補助金を全額支給したこと、平成28年3月、6月の補助金を全額支出したこと、同年12月の補助金を支給する予定であること、平成27年度の実績に基づき、補助金の返還を請求しないことは違法・不当である。

また、民事事件判決で認定されていないもののすでに原告から交付された民事訴訟の統合準備書面等から明らかである事実を照らせば、平成27年6月以降の補助金の全額支給は、財務会計行為の違法である。

<知事の意見>

■氏の内部告発について、民事事件判決は、「本件告発が公益通報者保護法で保護される可能性があるとしても、(原告**■**に対する)前記不利益処分が当然に無効となるわけではない。(判決文103ページ)」、「被告**■**らの各行為が原告**■**に対する不法行為を構成するものということとはできない。(判決文105ページ)」と認定していることから、学園の行為は請求人が意見書で主張するところの不当抑圧とは解しがたく、要綱3条1号には該当しない。

また県は、**■**氏からの内部告発に対して、適切に特別検査と是正指導を行っており違法ではない。

■との業務委託契約について、民事事件判決が、監査請求書4ページ後段から6ページ前段のとおり認定していることは認める。

県は、私立学校法1条所定の私立学校の自主性を重んじる立場から、アトラコース設置の是非、学園が**■**と業務委託契約を締結すること及び同契約の委託料の多寡までは問題としていないが、平成25年11月27日及び12月4日に実施した特別検査において、業務委託の成果を検証できるように査定基準項目を設けることや**■**から実績報告書を提出させることを指導しており、これを受けて学園が実績報告書や経費内訳の提出を受けるようにしたことを確認している。

さらに、県は、平成26年12月5日及び12月15日に実施した特別検査において、委託業務の成果を検証した上で次年度への契約更新の是非について検討するよう指導しており、これを受けて学園は、平成27年度は**■****■**のスタッフ4名を直接雇用することとし、**■**への委託業務内容を大幅に見直して、委託金額の削減に取り組んだことを確認している。

との業務委託契約が、経営判断原則によって正当化されるものではないこと、役員への背任の可能性も認定されている。

<知事の意見>

氏が個人に対する付け届けを受け取っていたとしてもそれは学園としての行為ではなく、これが直ちに要綱3条5号及び6号に該当するとは解されない。

また民事事件判決では、「被告はこのような付け届けを、小学校の教職員の懇親会等の会費の足しにするよう原告に渡したり、被告学園のサッカー一部の遠征や合宿の足しにするよう に渡したりしていた。(判決文62ページ)」との事実認定がされている。

主催のサッカー大会の賞金に に集められた寄付金が使われていたことについて、 は学園とは別の主体であり、要綱3条5号及び6号には該当しない。

また民事事件判決では、「被告学園にとって同大会は、生徒を勧誘する良い機会であった。(判決文61ページ～62ページ)」との事実認定がされており、アストラコース発展のために の寄付金を活用したとも考えられる。

氏に対する 氏の影響力があったとしても、県の補助金交付に直接関連することではなく、要綱3条の2号に該当するとは解されない。

との業務委託契約及び役員への背任の可能性については前述のとおりである。

(3) 事実証明書 民事事件判決において認定されなかった事実

<請求人の主張>

との契約について、契約の締結時期や契約額について必要な事実認定がされていないこと、平成27年4月1日の契約改定について、以下の費用負担が抜本的に改められたことは重要であるが認定されていない。

との契約について、学園の経費負担の範囲(スタッフが学園のクラブハウスや寄宿舎に居住する費用、指導者のレベルを上げるための費用、 のバス送迎の費用、 の事務所費用等)について認定されるべき事実が認定されていない。

の主催の合宿の費用について、学園がいつから支払を受けていたか誤った事実認定がされており、また費用負担の算定根拠について重要な事実認定が欠落している。

女子サッカーコースは平成27年度以降も1名を除いて全員が特待生であるという重要な事実が欠落している。

氏に対する寄付金の金額について誤った認定がされている。

県が財務状況悪化の兆候とみなす基準の設定・運用自体が硬直的すぎて不

適正である。

<知事の意見>

への委託業務の範囲や経費の支払いについては、学園とが協議して決定したものと考えているが、県は、前述のとおり適切に学園を指導し、学園はすでに委託内容の改善に取り組んでいる。

女子サッカーコースは、平成27年度は31名中30名が特待生であったが、平成28年度は45名中37名(82.2%)に減少している。

氏の寄付金については、請求人の主張に根拠がなく、県の補助金交付との関連も不明である。

学園の財務状況については、県は、「帰属収支差額が連続マイナス」であることのみではなく、「総負債比率(総負債/総資産)」や「流動比率(流動資産/流動負債)」、人件費比率(人件費÷帰属収入)などの定量的な経営判断指標及び直近の検査結果を検討し、当該法人の経営環境等も含めて総合的に判断しており、適正な判断基準である。

(4) 在外教育施設派遣教員委託費補助金

<請求人の主張>

補助対象の教員は学園に籍を置いておらず、不存在である。

<知事の意見>

県は補助金の交付にあたって、補助対象となる教員が学園と雇用契約を結び、学園から給与が支給されていることを確認しており、当該教員の在外教育施設における勤務状況も国に定期的に報告されている。

補助額については、その教員に係る学園の負担額に対してその同額を補助したものであり、補助金交付に何ら違法性はない。

3 総括

<知事の意見>

県は、これまで述べてきたとおり、学園に対して平成25年度から毎年度特別検査を実施し、必要な改善是正を指導し、改善状況を確認して補助金を交付している。

また、県の指導に従って経営改善に取り組んだ結果、学園の帰属収支差額は、平成25年度は▲270,946千円であったところ、平成26年度は▲116,382千円(対前年度+154,564千円)、平成27年度は43,878千円(対前年度+160,260千円)と黒字に転じ、財務状況の改善もみられている。

以上のことから、学園の経常費補助金を減額する理由は見当たらず、県が、

平成26年6月以降の補助金を全額支給したこと、平成27年6月、12月の補助金を全額支給したこと、平成28年3月、6月の補助金を全額支給したことはいずれも適正な財務会計行為である。

また、現時点で、平成28年12月の補助金を支給しない理由、平成27年の実績に基づいて補助金を返還させる理由のいずれも見当たらず、何ら違法・不当な財務会計行為はない。

在外教育施設派遣教員委託費補助金についても、前述のとおり適法・適正に支出されており、何ら違法・不当な財務会計行為はない。